



平成 25 年 3 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社野田スクリーン
代表者名 代表取締役社長 堀 尾 貞 夫
コード 6790 東証・名証 第二部
問合せ先 経営管理本部長 小 川 清 志
(TEL 0568-79-0222)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関する承認決議のお知らせ
並びに**

全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 7 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ」（以下「平成 25 年 3 月 7 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義いたします。）の全部の取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所市場第二部（以下「名証二部」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成 25 年 4 月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 4 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部及び名証二部において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日開催の取締役会で、平成 25 年 4 月 29 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主様をもって、同月 30 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき当社の A 種種類株式を 10,980 分の 1 株の割合にて当社が交付する株主様と定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 25 年 3 月 7 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本全部取得手続」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。

かかる種類株式としては、普通株式に優先して残余財産の分配を受けることを内容とする株式

であるA種種類株式を設けることといたします。

- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様（当社を除きます。以下同じとします。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式10,980分の1株を交付いたします。この際、株式会社TNC（以下「TNC」といいます。）、野田拓哉氏及び野田由紀子氏以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

II. 各議案に係る承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更（本全部取得手続の①）及び全部取得条項に係る定款一部変更（本全部取得手続の②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。

また、本全部取得手続の②の定款変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成25年3月7日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件-1」に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同リリースの「定款一部変更の件-2」に係る変更の内容のとおりです。

(2) 定款変更の効力の発生

本全部取得手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。

また、本全部取得手続の②の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成25年4月30日に発生いたします。

2. 全部取得条項付普通株式の取得（本全部取得手続の③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本全部取得手続の③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成25年3月7日付当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項並びに本全部取得手続の①及び②による変更後の定款に基づき、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本全部取得手続の①の定款変更によって設けられる

A種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき10,980分の1株の割合をもって交付するものです。この結果、TNC、野田拓哉氏及び野田由紀子氏以外の株主の皆様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本全部取得手続の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力発生並びに本全部取得手続の②の定款変更の効力発生を条件として、平成25年4月30日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本全部取得手続の①の定款変更によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき10,980分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、取得日の前日において株主の皆様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に45,700円（TNCが当社普通株式に対し公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

III. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は、以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本全部取得手続の①）の効力発生日	平成25年3月22日（金）
当社普通株式の東証二部及び名証二部における整理銘柄への指定	平成25年3月22日（金）
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成25年3月26日（火）
当社普通株式の東証二部及び名証二部における売買最終日	平成25年4月23日（火）
当社普通株式の東証二部及び名証二部における上場廃止日	平成25年4月24日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成25年4月29日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（本全部取得手続の②）の効力発生日	平成25年4月30日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付（本全部取得手続の③）の効力発生日	平成25年4月30日（火）

以上